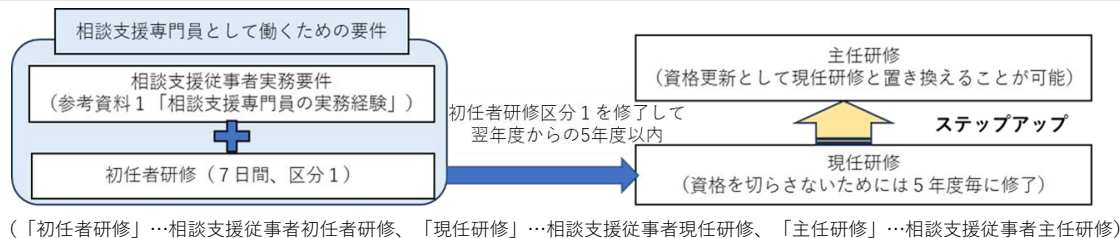


令和3年度に初任者研修（区分1）を修了した方へ 新潟県相談支援従事者「現任研修」 受講時期・要件等について

【相談支援専門員として働くための要件】



【研修受講時期】

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～R13
受講時期	初任者研修（区分1）を修了	この5年の間に現任研修を修了すると、資格が更新できます。					2回目の現任研修 受講可能期間

令和3年度に初任者研修（区分1）を修了した方で、R4年4月1日～R9年3月31日の間に現任研修（又は主任研修）を修了していない方は、令和8年度末で相談支援専門員の資格が失効します。

資格を更新するためには、令和8年度末までに現任研修を修了する必要があります。

【現任研修の受講要件】

- ◆ 初回の現任研修を令和8年度に受講するには…

初任者研修修了日の翌日以降且つ現任研修受講開始日までの5年間（令和3年12月3日～令和8年12月2日）に2年以上指定相談支援事業所等（※）において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）している必要があります。現に相談支援業務に従事している者であっても、2年以上の実務経験がなければ受講できません。

※指定相談支援事業所等とは、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、障害者相談支援事業（委託相談）、基幹相談支援センター業務等を指します。

※育児休業や病欠休業など、長期の休業期間は実務経験として計上できませんので、ご注意ください。

※参考：指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（H24.3.30厚生労働省告示第226号）

< 現任研修受講不可の例 > 相談支援業務の実務経験が2年未満の方

年度	～R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
業務	直接支援業務に従事						相談支援業務に従事	
研修	初任者研修修了日以前の 実務経験は現任研修の実 務要件には計上できない ため注意。			初任者 研修 修了 日	現任研修受講日前5年間			現任 研修 受 講 開 始 日
	2年未満							

- ◆ 2回目以降の現任研修を受講するためには…

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）しており、一定の経験（下記①または②）を有する必要があります。

- ①現任研修受講開始日までの過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ②現に相談支援業務に従事している。

【注意事項】

※資格失効後、相談支援専門員として従事しようとする場合、初任者研修を再度修了する必要があります。

※初任者研修修了年度と同じ年度に現任研修を受講した場合は、適切な期間に現任研修を修了したと認められません。

※令和3年度に初任者研修を修了した方で、実務要件が足りないことを理由に令和8年度新潟県相談支援従事者現任研修を受講できない、且つ現に相談支援専門員として従事している者は、令和8年度新潟県相談支援初任者研修に「区分1-b」として受講申込ができます。

令和8年度に初任者研修を修了した場合、新たに取得した資格の有効期限は令和13年度末までになりますので、現任研修受講期間にご注意ください。

【研修の受講に関する問合せ先】

新潟県中央福祉相談センター障害者相談支援室 TEL：025-364-0068